

職 員 任 用 規 程

学校法人 鎮 西 学 院

職 員 任 用 規 程

第1条 この規程は、本学院職員の採用並びに昇格等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 教育職員の採用又は昇格の基準は、それぞれの学校において定めるものとする。
2 事務職員及び現業職員の採用又は昇格の基準は、別にこれを定めるものとする。

第3条 教職員の採用は、理事会の定める予算定員の範囲内で行うものとし、その手続きは、理事長の委任を受け次のとおりとする。

- (1) 大学の教育職員については、教員人事委員会の議決に基づき学長より報告を受け院長がこれを任命する。
- (2) 高等学校の教育職員については、校長の定める手続きを経て院長がこれを任命する。
- (3) 幼稚園の教育職員については、園長の定める手続きを経て院長がこれを任命する。
- (4) 事務職員及び現業職員については、所属長の定める手続きを経て院長がこれを任命する。

第4条 大学の学長・学部長・宗教主事・事務局長の昇格は、理事会の議決に基づき院長がこれを発令し、教育職員の昇格は、教員人事委員会の議決に基づく学長の報告を受け、また事務職員の昇格は、学長の定める手続きを経て院長がこれを発令する。

- 2 高等学校の校長・教頭・宗教主事・事務長の昇格は、理事会の議決に基づき院長がこれを発令し、その他の昇格は、校長の定める手続きを経て院長がこれを発令する。
- 3 幼稚園の園長・主任・事務長の昇格は、理事会の議決に基づき院長がこれを発令する。
- 4 本部事務局の局長の昇格は、理事会の議決に基づき院長がこれを発令し、その他の昇格は、事務局長の定める手続きを経て院長がこれを発令する。
- 5 現業職員の昇格は、所属長の定める手続きを経て院長がこれを発令する。

付則

- この規程は、大正14年 9月 1日から実施する。
この規程は、昭和23年 3月31日から実施する。
この規程は、昭和26年 3月10日から実施する。

この規程は、昭和30年 4月23日から実施する。

この規程は、昭和41年 1月25日から実施する。

この規程は、2002年（平成14）4月 1日から施行する。

この規程は、長崎ウエスレヤン短期大学を削除し、
2003年（平成15）5月30日から施行する。